

# 公益社団法人静岡県農業振興公社定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県農業振興公社と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、農業経営の改善及び規模の拡大を促進するとともに、農業の担い手の確保及び育成支援を行うことにより、静岡県の農業の振興と発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業
- (2) 青年農業者等の育成及び確保に関する事業
- (3) 農業経営の法人化推進に関する事業
- (4) 指導的農業者等に対する支援に関する事業
- (5) 行政の業務支援に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、静岡県、静岡県の区域内にある市町、農業協同組合、農業協同組合連合会その他法人格を有する農業団体で、この法人の目的に賛同して入会したのもをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### (出資金等)

第7条 会員は、出資金又は入会預り金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員に対し、総会において別に定めるところにより経費の負担を求めることができる。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対してあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明する機会を与える。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(入会預り金の返還に係る債権の譲渡)

第12条 会員は、会員資格を喪失したときは、入会預り金の返還に係る債権を理事会の承認を得て、他の会員に譲り渡さなければならない。

(入会預り金の返還)

第13条 この法人は、この法人が解散したときは、入会預り金の返還に係る債務以外の債務を弁済した後に、解散の時ににおける会員の入会預り金の総額を限度として、当該会員の納入割合に応じて入会預り金を当該会員に返還しなければならない。

## 第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、総会の日の 2 週間前までに会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

（議長）

第 18 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第 19 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 20 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分
  - (5) 解散
  - (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 2 週間前までに各理事及び各監事に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会に出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 入会預り金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる果実
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第 39 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 出資金
  - (2) 入会預り金
  - (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (4) 理事会で運用財産から基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理及び処分の制限)

第 40 条 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 補則



(事務局)

第 52 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(細則)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は瀧昇悟とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 9 月 13 日から施行する。



公益社団法人静岡県農業振興公社 役員名簿

令和5年6月19日

区分	氏名	所属団体名
	(理事)	
理事長	新田 明彦	学識経験者
副理事長	青山 吉和	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
理事	櫻井 正陽	静岡県経済産業部農林水産担当部長
〃	須藤 秀忠	富士宮市長
〃	鈴木 正三	静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
〃	松永 大吾	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長
〃	西ヶ谷 量太郎	学識経験者（静岡県農業会議会長）
〃	山本 義明	学識経験者（静岡県農業経営士協会会長）
〃	高橋 和晃	学識経験者（静岡県農業法人協会副会長）
〃	土屋 龍太郎	学識経験者（静岡県農業参入法人研究会会長）
	以上10人	
	(監事)	
監事	伊藤 佳徳	静岡県信用農業協同組合連合会代表理事専務
〃	八代 正幸	静岡県開拓農業協同組合連合会代表理事会長
〃	笹野 努	静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課長
	以上3人	
	以上13人	

役員の任期 令和5年度定時総会終了時から令和7年度定時総会の終結の時まで

## 令和4年度事業報告書

静岡県農業の持続的な発展のためには、農業者の経営規模の拡大、将来を担う新規就農者の育成・確保などが重要な課題である。このため、担い手への農地の集積・集約化を図る農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）、農業経営の法人化推進、青年農業者等の育成・確保などに取り組んだ。

農地バンク事業は、県内6農林事務所（東部、富士、中部、志太榛原、中遠、西部）に駐在を配置し、市町、JA等との連携を図るとともに、農地バンク事業を活用した農地の集積・集約化に取り組んだ。また、広域的に活動する人・農地調整員を富士農林事務所及び牧之原畑地総合整備土地改良区に配置して、担い手の規模拡大意向や担い手不在農地に関する情報収集を行うとともに、担い手への農地のマッチング活動や農地バンク事業を活用した茶園整備の支援などを実施した。

事業推進のため、パンフレットの配布やラジオ等による事業の広報に努めるとともに、事業実施に当たっては、市町、JAと業務委託契約を締結して取り組んだ。

このほか、県、農業会議とともに、農業委員・農地利用最適化推進委員等を対象に、計4回の地区別研修会を開催するとともに、各市町農業委員会を巡回し、地域計画モデル地区の取組状況、農地バンク事業との連携状況などについて意見交換を行った。

こうした取組により、令和4年度は、借入面積863.8ha、担い手農業者への貸付面積963.7haとなった。

また、特例事業の農地売買等事業では、13,242㎡の農地を買入れ、令和3年度に買入れた農地を含め144,059㎡を担い手に売り渡し、農業者の規模拡大を推進した。

農業経営の法人化推進では、企業の農業参入を進めるためのセミナーや研修会などを開催するとともに、企業の農業参入相談や農業参入企業の経営相談に対応したほか、静岡県農業参入法人研究会、静岡県農業法人協会の活動を支援した。

農業経営の改善や法人化の推進等を目的に開設した静岡県農業経営・就農支援センターでは、地域の実情や相談内容に合った専門家を122件派遣し、農業者等の各種相談に対応した。

青年農業者等の育成及び確保では、就農フェア参加や個別就農相談により197件の相談に対応した。また1年間の実践研修を行うがんばる新農業人支援事業では、新人材育成タイプの地域受入型で19人が研修を開始した。

さらに、移住希望者等のライフスタイルづくりを推進するため、副業としての農業経営を希望する者等に対して、小規模農業を実現するための研修や独立支援を行う体制づくりに取り組む地域（4地域）を支援した。

指導的農業者等に対する支援では、静岡県農業経営士協会及び青年農業士会の事務局として、県と連携し各種研修会等の活動を支援した。

# I 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業

## 1 農地バンク事業の実施状況

農業経営の規模拡大、農用地の集団化、並びに新たに農業経営を行う者の参入等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を借り入れ、公募した担い手に農用地等を貸し付ける農地バンク事業を実施した。

農地バンク事業の実績

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
借入	市町数	33	30	32	32	28
	経営体数	3,608	2,967	5,522	4,403	4,382
	筆数	8,428	7,411	12,840	10,488	10,160
	面積(ha)	872.1	616.2	1,172.4	897.0	863.8
貸付	市町数	33	31	32	33	28
	経営体数	1,156	1,293	1,421	1,348	1,286
	筆数	8,505	7,156	13,966	12,167	11,307
	面積(ha)	891.8	609.9	1,294.8	1,062.5	963.7

## 2 農地バンク事業の総合的推進

農地バンク事業を推進するため、市町、J A等と連携した借受け希望者の公募、事業説明会の開催、農地の集積・集約化に係る広報、農地流動化施策の総合調整などを一体的に取り組んだ。

また、14市町、9 J Aと業務委託契約を締結し、その他市町とは覚書を締結し、農地バンク事業を推進した。

### (1) 有効借入希望者の公募状況

	応募者数(経営体)		応募面積(ha)	
	延べ	実数	延べ	実数
令和3年3月末	3,951	3,132	6,626	5,102
令和4年3月末	4,531	3,652	7,296	5,692
令和5年3月末	5,101	4,178	7,357	5,753

※令和4年度公募実施対象市町数 35市町

(2) 農地バンク事業の実施に向けた連携活動等

ア 説明会等の開催

項目	内容	実施時期
市町、JA担当者等への事業説明	市町、農業委員会事務局、JA等を対象とした事業の説明及び研修	4/22、2/27
農業委員等への事業研修会	農業委員、農地利用最適化推進委員に対し地区別研修会等で事業説明と推進を依頼	11/16、11/24、11/29 12/9
農業委員会への説明会、巡回	農業委員会会長や事務局への事業説明会等、巡回による意見交換	随時
他県農地バンクとの意見交換	機構支援システムを導入している18府県との意見交換及び情報共有を行う事務処理検討会に参加。近隣3県役員との情報交換	6/15、10/6～7 11/16～17

イ 連携会議等の開催

項目	内容	実施時期
農業・農地連携推進会議	県の農業部局、農地部局の幹部職員及び公社理事長が参加し、農地バンク事業の実施方向等を検討	7/20、12/23、3/17
五者農地検討会	県（農業ビジネス課、農地計画課、農地整備課）、JA中央会、農業会議、土改連、公社による農地集積の情報共有と意見交換	6/10、3/14

(3) 農地バンク事業の広報等

項目	内容
広報資材の作成、配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業パンフレットの配布 13,000部</li> <li>ふじのくに農地バンク事業ニュースの配布 3回（各290部）</li> <li>農業会議情報への記事掲載 12回（毎月1回）</li> </ul>
メディア等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオでの広報 2/28、3/8 （K-mix シズオカ・アグリフェスティバル 各3時間30分）</li> </ul>

(4) 農地バンク事業に係る業務委託契約

(単位：円)

委託先	契約額	支払額	業務内容
静岡市など 14市	18,079,391	18,079,391	農用地利用配分計画案の作成に係る支援業務等
JA遠州中央など 9農協	69,470,385	69,470,385	事業の周知、地域の話合いの推進に係る業務等
合計	87,549,776	87,549,776	

2 農地売買支援事業（農地売買等事業）

農業経営の規模拡大、農地の面的集積を促進するため、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を継続して実施した。

(1) 令和4年度売買実績

ア 買入実績

事業名	面積 (㎡)		金額 (円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
農地売買支援事業	180,287	13,242	98,287,300	18,840,000
公社単独農地集積事業	0	0	0	0
合計	180,287	13,242	98,287,300	18,840,000

イ 売渡実績

事業名	面積 (㎡)		金額 (円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
農地売買支援事業	49,470	144,059	46,580,000	70,547,300
公社単独農地集積事業	0	0	0	0
合計	49,470	144,059	46,580,000	70,547,300

(2) 公社保有農用地等の管理状況

ア 保有面積

(単位：㎡)

事業名	令和4年度当初	買入	売渡	令和4年度期末
農地売買支援事業	130,817	13,242	144,059	0
公社単独農地集積事業	0	0	0	0
合計	130,817	13,242	144,059	0

イ 保有額

(単位：円)

事業名	令和4年度当初	買入	売渡	令和4年度期末
農地売買支援事業	51,707,300	18,840,000	70,547,300	0
公社単独農地集積事業	0	0	0	0
合計	51,707,300	18,840,000	70,547,300	0

※保有額は当該農地の買入額で記載

### 3 人・農地プラン支援事業

市町を超えた広域的な農地確保やマッチング、中古ハウス等の遊休資産活用、第三者への経営継承などを推進した。

#### (1) 情報収集

区分	件数 (件)	農地面積 (ha)
担い手の規模拡大意向に関する情報収集	17	62.7
担い手不在農地に関する情報収集	581	58.0

#### (2) 農地のマッチング活動

区分	件数 (件)	農地面積 (ha)
担い手への情報提供	16	174.4
マッチング実績	5	3.5

#### (3) 中古ハウスの活用

- ・ J A 遠州夢咲の意向調査情報のマップデータ化を支援し、中古ハウスの活用に向けたマップ情報の充実を図った。

#### (4) 第三者経営継承

- ・ マッチング状況 3 件 (水稲、イチゴ、花卉)



## II 農業経営の法人化推進に関する事業

### 1 法人化の推進

#### (1) 企業の農業参入等の推進

企業等からの農業参入を進めるため、県の委託を受け、企業参入支援センターを設置し、県、市町等の関係機関と連携して農業参入等を推進するとともに、企業等から農業参入した県内法人が組織した静岡県農業参入法人研究会の事務局として活動を支援した。

#### ア 農業参入及び農業経営等に関する相談（対面、訪問、電話）

##### 企業等の農業参入相談（延べ数）

相談方法	面談	電話	メール	合計	備考
相談件数	54	8	17	79	うち12件は農業参入フェア2022会場

※相談企業のうち、今年度農業に参入した企業7社

#### イ 企業等の農業参入セミナー等の開催

名称	開催地	内容	参加企業等 (総参加者)	開催日
農業参入フェア2022	東京都 大阪市	農業参入に関する個別相談会	参入相談 12社	11/15 11/22
企業等の農業参入支援現地研修会	藤枝市 焼津市	先進的参入法人の視察研修 県・市の参入支援の取組 紹介	17社・団体 (25人)	3/9
先進的農業参入法人の視察	県内	農業参入相談企業に対する農業参入法人等の視察の実施	相談企業4社 視察先企業 7社	随時

#### ウ 農業参入した企業等に向けた研修会の開催

名称	開催地	内容	参加企業等 (総参加者)	開催日
“この春知りたい”事業説明会	WEB	県、関係団体の施策・補助事業等の研修会 (動画配信も実施)	38社・団体 (44人)	4/20 4/27 動画配信
研究会設立10周年記念講演会	静岡市	講師：ロックファーム京都(株) 村田翔一社長	91人	9/3
企業等の農業参入支援現地研修会(再掲)	藤枝市 焼津市	先進参入法人の視察研修 県・市の参入支援の取組 紹介	17社・団体 (25人)	3/9

#### エ 農業参入企業の経営相談（相談内容別・延べ数、重複相談あり）

相談内容	経営全般	補助事業	農地確保	その他	合計
相談件数	21	8	8	7	44

※その他：静岡県農業参入法人研究会への経営意向調査：26件

オ 静岡県農業参入法人研究会への活動支援

- ・ 会員数 正会員 45 社 賛助会員等 7 社
- ・ 研究会活動支援 総会 1 回、幹事会 2 回
- ・ 研究会会員等への情報発信 31 回
- ・ 設立 10 周年記念大会・講演会の開催支援
- ・ 会員意向調査の実施（8 月～、回答：26 社）

(2) 静岡県農業法人協会への活動支援

静岡県農業法人支援協議会に参画し、静岡県農業法人協会（131 会員）の理事会、総会及び会員の経営力強化に関する研修会等の活動を支援した。

- ・ 法人支援協議会参加 4 回
- ・ 法人協会活動支援 総会 1 回、理事会 4 回  
県経済産業部との意見交換会、地区別ワークショップ  
アグリビジネスコンサルティング結果発表会等

(3) 農業経営・就農支援の体制整備と農業コンサルティングの推進

農業経営の改善や法人化の推進を図るため、静岡県農業経営・就農支援センターを設置し、県、商工系団体、JA 中央会等を構成員とする経営戦略会議において、地域の実情や相談内容に合った専門家(中小企業診断士、税理士等)を選定し、農業者等に派遣するとともに、相談会や研修会等を開催した。

また、就農専属スタッフによる支援体制を構築し、就農希望者等からの相談に対応した。

項目	内容
経営改善に向けた 専門家の派遣	・ 派遣決定農業者等 63 経営体 ・ 専門家派遣件数 122 件
経営相談会の実施	・ 開催回数 1 回（志太榛原 2/24） ・ 参加者数 10 人
就農相談会に出展	・ 県内 3 地区（東部 5/28、中部 5/21、西部 6/4） ・ 県外 3 地区（東京 7/30、10/23、1/14、1/29、 大阪 11/26、名古屋 12/3）
就農相談件数	・ 197 件

### Ⅲ 青年農業者等の育成及び確保に関する事業

#### 1 静岡県青年農業者等育成センター業務

農業の担い手となる新規就農者を確保し、その育成を図るため「農業経営基盤強化促進法」に基づく業務を実施した。

##### (1) 就農相談活動

就農啓発や就農相談を行う窓口を設け、新規に就農しようとする青年等を対象に面接、インターネット及び電話による相談に応じたほか、全国段階で開催される相談会に出席し、新規参入希望者の確保に努めた。

- ・相談件数 197 件（うち面談 142 件、電話 48 件、Eメール 7 件）

##### (2) 無料職業紹介

平成 18 年 10 月 1 日厚生労働大臣の許可を受け、開設した無料職業紹介所（ハローアグリしずおか）において、農業法人等への就職相談に対応した。

- ・農業法人就職希望の相談件数 58 件
- ・雇用就農資金の活用事業所 14 法人等 24 人雇用

##### (3) 新規就農現地見学会（就農準備セミナー）

本県で農業を志す意欲のある青年等や農業に関心を持ちながら農業経営についての経験や知識のない者を対象に、農業の現場を案内する現地見学会（就農準備セミナー）を開催し、農業や新規就農への理解を深め就農意欲の向上に努めた。

開催回	開催月日	見学先市町	参加者（人）
第 1 回	10 月 8 日（土）	三島市、伊豆の国市	9
	10 月 9 日（日）	藤枝市、焼津市	8
	10 月 10 日（月祝日）	掛川市、御前崎市	8
	10 月 15 日（土）	浜松市、磐田市、袋井市	10
	10 月 16 日（日）	静岡市	9
第 2 回	2 月 4 日（土）	伊豆の国市	11
	2 月 5 日（日）	藤枝市、焼津市	8
	2 月 11 日（土祝日）	掛川市	11
	2 月 12 日（日）	浜松市、磐田市、袋井市	13
	2 月 18 日（土）	静岡市	11

#### (4) 新規就農者の就農計画認定

各市町が実施する青年等就農計画認定会議に構成員として参画し、新規就農者の就農計画を審議した。

- ・青年等就農計画認定会議参画回数 29回 (61就農計画認定)

※うち、がんばる新農業人支援事業等研修実施者 15 就農計画

#### (5) 特別融資制度推進会議関係業務の実施

各市町の特別融資制度推進会議設置要領に基づく推進会議の構成員となっているが、今年度は認定新規就農者の貸し付けに当たって、慎重に審議する案件が無かったことから開催されなかった。

### 2 がんばる新農業人支援事業

県内外の経営基盤を持たない非農家出身者等自立就農を志す青年や、Uターンで帰農し、新作目や6次産業化等の新たな部門で経営開始を目指す兼業農家の後継者を対象に、研修を実施、就農に向けての支援を行った。

#### (1) 新人材育成タイプ(地域受入型)

県内 12 地区で組織された地域受入連絡会が行う就農に向けた実践研修や就農準備等の支援を行った。

##### ア 資格

- ・農業経営の開始時に 45 歳未満 (農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 2 第 3 項(1)に定めのある青年等の範囲を満たす者については 50 歳未満)
- ・非農家または第 2 種兼業農家出身者。県外出身者は専業または第 1 種兼業農家出身者でも対象。
- ・就農意欲が高く、研修後は研修受入地域に就農できる者

##### イ 募集

項目	1次募集	2次募集
募集期間	4月11日(月)～5月29日(日)	8月5日(金)～9月20日(火)
現地説明会	6月18日(土)、19日(日)、 25日(土)、26日(日)、 7月2日(土)	10月8日(土)、9日(日)、 10日(月祝日)、15日(土)、 16日(日)
研修準備 セミナー	7月16日(土)	10月29日(土)
面接選考会	7月30日(土)	11月12日(土)

ウ 選考状況 (単位：人)

項目	1次募集	2次募集	計
募集人数	—	—	25
応募者	18	7	25
受験者	16	6	22
受入決定者	14	5	19
研修実施者	14	5	19

エ 研修受入決定の状況、指導農家への支援

地域連絡会	市町	作目・研修生(人)	指導農家(戸)	助成額(千円)
JA 富士伊豆 伊豆の国地区	伊豆の国市	イチゴ 6	4	4,000
		ミニトマト 2	2	
JA 富士伊豆 三島函南地区	三島市	ミニトマト 1	1	500
JA しみず	静岡市	枝豆 1	1	500
JA 静岡市	静岡市	イチゴ 1	1	1,000
		ワサビ 1	1	
JA おおいがわ	焼津市	イチゴ 1	1	500
JA 遠州夢咲	掛川市	トマト 1	1	1,000
		イチゴ 1	1	
JA 掛川市	掛川市	イチゴ 1	1	500
JA 遠州中央	袋井市	イチゴ 2	1	1,000
JA とぴあ浜松	浜松市	タマネギ 1	1	500
合計	7	19	16	9,500
	(再計)	イチゴ 12 ミニトマト・トマト 4 その他 3	イチゴ 9 ミニトマト・トマト 4 その他 3	

(2) 新人材育成タイプ(農業法人等受入型)

農業法人等で研修を行う就農希望者について募集を行ったが、今年度は応募者がいなかった。

ア 資格

- ・農業経営の開始時に45歳未満(農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の2第3項(1)に定めのある青年等の範囲を満たす者については50歳未満)
- ・非農家または第2種兼業農家出身者。県外出身者は専業または第1種兼業農家出身者でも対象。

- ・就農意欲が高く、研修後は静岡県内に就農できる者

イ 募集期間

- ・1次募集 4月11日(月)～5月29日(日)
- ・2次募集 8月5日(金)～9月20日(火)

3 多様な就農形態による人材確保業務

移住希望者やその家族、マルチワーカー等を対象に、農に親しむライフスタイルづくりを推進するため、ふじのくに農のある暮らし創造センターを設置し、副業としての農業経営を希望する者等が、小規模農業を実現するための研修や独立支援を行う体制づくりに取り組む地域を支援した。

○実績（実施4地域：南伊豆地域、長泉地域、富士宮地域、磐田地域）

地域名	参加者数(人)	出身	指導農家	助成額(千円)
南伊豆	4	移住者	NPO 法人南伊豆湯の花職員 他	500
長 泉	2	県外からの転入者、地元在住者	JA ふじ伊豆管内直売所出荷者 他	500
富士宮	2(事業者)	地元企業職員	(株)JA 富士山駅 他	493
磐 田	1	地元在住者	JA 遠州中央職員 他	275
計	9			1,768

#### IV 指導的農業者等に対する支援に関する事業

地域農業の振興や地域の農業青年の育成及び新規就農者の受入りに指導的役割を果たしている静岡県農業経営士協会（会員 266 名）及び青年農業士会（会員 110 名）の事務局として研修会等の活動を支援した。

- (1) 総会・理事会 農業経営士協会 総会 1 回、理事会 5 回  
青年農業士会 総会 1 回、理事会 6 回

##### (2) 研修会の開催

区分	研修会名等	回数	備考
農業経営士協会	県経済産業部との意見交換会	1	
	理事・監事研修会	1	
	部会別研修会	12	作物別 9 部会、受入部会
青年農業士会	全体研修会	1	
	県経済産業部との意見交換会	1	
	部会別研修会	3	作物別 8 部会
合 計		19	

##### (3) 農業後継者、新規就農者への支援

- ・農林環境専門職大学研修生受入者数 21 人（研修生数 年間延べ 21 人）
- ・がんばる新農業人支援事業研修生受入者数 16 人（研修生数 19 人）
- ・農業高等学校出前講座実施者 3 人（学生数 3 高校 73 人）

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	4年度	3年度	増減
<b>I. 資産の部</b>			
1. 流動資産			
(1) 現金・預金	20,154,151	30,551,892	△ 10,397,741
(2) 未収金	5,797,552	1,073,848	4,723,704
(3) 農地売買支援事業用地等	0	51,707,300	△ 51,707,300
(4) 預託金	111,457	115,839	△ 4,382
流動資産計	26,063,160	83,448,879	△ 57,385,719
2. 固定資産			
(1) 基本財産	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産	12,177,000	11,657,880	519,120
(3) その他の固定資産	2,190,590	2,392,511	△ 201,921
固定資産計	114,367,590	114,050,391	317,199
資産合計	140,430,750	197,499,270	△ 57,068,520
<b>II. 負債の部</b>			
1. 流動負債			
(1) 未払金	11,642,155	19,330,556	△ 7,688,401
(2) 預り金	1,501,234	1,414,589	86,645
(3) 引当金	267,163	248,283	18,880
流動負債計	13,410,552	20,993,428	△ 7,582,876
2. 固定負債			
(1) 入会預り金	50,000,000	50,000,000	0
(2) 長期借入金	0	51,707,300	△ 51,707,300
(3) 引当金	12,177,000	11,657,880	519,120
固定負債計	62,177,000	113,365,180	△ 51,188,180
負債合計	75,587,552	134,358,608	△ 58,771,056
<b>III. 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産の部			
出資金	50,000,000	50,000,000	0
地方公共団体等補助金	350,000	350,000	0
指定正味財産計	50,350,000	50,350,000	0
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産の部			
一般正味財産	14,493,198	12,790,662	1,702,536
一般正味財産計	14,493,198	12,790,662	1,702,536
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	64,843,198	63,140,662	1,702,536
負債及び正味財産合計	140,430,750	197,499,270	△ 57,068,520



令和4年度

## 貸借対照表内訳表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I. 資産の部				
1. 流動資産				
(1) 現金・預金	10,197,573	9,956,578	0	20,154,151
預金	10,197,573	9,956,578	0	20,154,151
(2) 未収金	5,797,552	0	0	5,797,552
未収受託料	3,950,000			3,950,000
その他未収金	1,847,552			1,847,552
(3) 農地売買支援事業用地等	0	0	0	0
農地売買事業用地等	0			0
(4) 預託金	50,417	61,040	0	111,457
供託金	50,417			50,417
敷金		61,040		61,040
流動資産計	16,045,542	10,017,618	0	26,063,160
2. 固定資産				
(1) 基本財産	0	100,000,000	0	100,000,000
預金	0	50,000,000	0	50,000,000
有価証券	0	50,000,000	0	50,000,000
(2) 特定資産	0	12,177,000	0	12,177,000
特定資産預金	0	12,177,000	0	12,177,000
退職給与引当資産	0	12,177,000		12,177,000
(3) その他の固定資産	947,760	1,242,830	0	2,190,590
有形固定資産	239,538	1,004,016	0	1,243,554
備品	239,538	1,004,016		1,243,554
無形固定資産	358,222	238,814	0	597,036
電話加入権	358,222	238,814		597,036
投資その他の資産	350,000	0	0	350,000
債務保証事業出資金	350,000			350,000
固定資産計	947,760	113,419,830	0	114,367,590
資産合計	16,993,302	123,437,448	0	140,430,750

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
II. 負債の部				
1. 流動負債				
(1) 未払金	11,199,152	443,003		11,642,155
(2) 預り金	240	1,500,994		1,501,234
(3) 引当金	267,163	0		267,163
賞与引当金	267,163			267,163
流動負債計	11,466,555	1,943,997	0	13,410,552
2. 固定負債				
(1) 入会預り金	0	50,000,000		50,000,000
(2) 長期借入金	0	0	0	0
担い手支援資金借入金	0			0
(3) 引当金	0	12,177,000	0	12,177,000
退職給与引当金		12,177,000		12,177,000
固定負債計	0	62,177,000	0	62,177,000
負債合計	11,466,555	64,120,997	0	75,587,552
III. 正味財産の部				
1. 指定正味財産の部				
出資金	0	50,000,000	0	50,000,000
地方公共団体等補助金	350,000	0	0	350,000
指定正味財産計	350,000	50,000,000	0	50,350,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(50,000,000)		(50,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
2. 一般正味財産の部				
一般正味財産	5,176,747	9,316,451	0	14,493,198
一般正味財産	5,176,747	9,316,451		14,493,198
一般正味財産計	5,176,747	9,316,451	0	14,493,198
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)		(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	5,526,747	59,316,451	0	64,843,198
負債及び正味財産合計	16,993,302	123,437,448	0	140,430,750

# 令和4年度 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	4 年度	3 年度	増減
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収益	126,000	126,000	0
② 事業収益	386,284,558	311,565,897	74,718,661
③ 補助金等収益	219,351,848	214,956,653	4,395,195
④ 受託料収益	41,742,000	27,142,184	14,599,816
⑤ 雑収益	46,240	257,269	△ 211,029
経常収益計	647,550,646	554,048,003	93,502,643
(2) 経常費用			
① 事業費	382,338,238	307,274,675	75,063,563
② 業務費	249,111,734	228,753,601	20,358,133
③ 一般管理費	14,398,138	14,502,307	△ 104,169
経常費用計	645,848,110	550,530,583	95,317,527
当期経常増減額	1,702,536	3,517,420	△ 1,814,884
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 事業外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 事業外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減	1,702,536	3,517,420	△ 1,814,884
一般正味財産期首残高	12,790,662	9,273,242	3,517,420
一般正味財産期末残高	14,493,198	12,790,662	1,702,536
<b>II. 指定正味財産増減の部</b>			
① 一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,350,000	50,350,000	0
指定正味財産期末残高	50,350,000	50,350,000	0
<b>III. 正味財産期末残高</b>	64,843,198	63,140,662	1,702,536

令和4年度 正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収益	0	126,000	0	126,000
基本財産運用利息		126,000		126,000
② 事業収益	386,284,558	0	0	386,284,558
農地売買支援事業等収益	71,189,300	0	0	71,189,300
農地売買事業用地売却収益	71,189,300			71,189,300
農地集積事業用地売却収益	0			0
農地保有合理化事業貸付等収益	7,542,679	0	0	7,542,679
農地買入等手数料	7,542,679			7,542,679
農地中間管理事業貸付等収益	307,552,579	0		307,552,579
③ 補助金等収益	205,421,848	13,930,000	0	219,351,848
担い手育成総合対策事業補助金	203,921,848	13,930,000	0	217,851,848
農地中間管理事業補助金	198,121,848	0	0	198,121,848
農地売買支援事業補助金	5,800,000	13,930,000		19,730,000
農業新人材確保育成事業助成金	1,500,000			1,500,000
④ 受託料収益	40,966,000	776,000	0	41,742,000
青年農業者等育成センター事業受託料	6,610,000	661,000		7,271,000
がんばる新農業人支援事業受託料	11,080,000			11,080,000
担い手経営基盤強化総合推進事業受託料	170,000			170,000
就農支援農業者組織等支援事業受託料	3,000,000			3,000,000
人・農地プラン支援事業受託料	1,835,000	115,000		1,950,000
ふじのくに農のあるくらし創造事業受託料	7,491,000			7,491,000
農業経営・就農支援センター運営業務受託料	10,780,000			10,780,000
⑤ 雑収益	40,178	6,062	0	46,240
受取利息	172	6,062		6,234
雑収益	40,006			40,006
経常収益計	632,712,584	14,838,062	0	647,550,646

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
(2) 経常費用				
① 事業費	382,338,238	0	0	382,338,238
農地売買支援事業等費用	70,547,300	0	0	70,547,300
農地売買支援事業用地費	70,547,300			70,547,300
農地集積事業用地費	0			0
農地中間管理機構事業費	311,790,938			311,790,938
借受農地等賃借料	311,014,458			311,014,458
借受農地等管理事業費	776,480			776,480
② 業務費	249,111,734	0	0	249,111,734
報酬給与費	76,685,486			76,685,486
賃金	11,934,684			11,934,684
法定福利費	13,810,201			13,810,201
福利厚生費	156,886			156,886
報償費	4,348,668			4,348,668
旅費交通費	2,839,853			2,839,853
事業推進費	6,000			6,000
消耗備品費	2,535,612			2,535,612
印刷製本費	2,043,274			2,043,274
光熱水費	1,150,847			1,150,847
修繕費	13,496			13,496
通信運搬費	4,651,384			4,651,384
保険料	347,300			347,300
委託料	88,404,109			88,404,109
人材派遣料	4,866,697			4,866,697
使用料及び賃借料	10,480,385			10,480,385
広告宣伝費	3,952,047			3,952,047
負担金、補助金及び交付金	11,832,399			11,832,399
補償金及び賠償金	120,000			120,000
公課費	2,357,160			2,357,160
雑費	6,224,805			6,224,805
減価償却費	83,278			83,278
賞与引当金繰入	267,163			267,163
③ 一般管理費	0	14,398,138	0	14,398,138
報酬給与費		9,909,422		9,909,422
法定福利費		1,561,434		1,561,434
福利厚生費		16,463		16,463
旅費交通費		96,334		96,334
消耗備品費		399,768		399,768
印刷製本費		46,431		46,431
光熱水費		304,809		304,809
通信運搬費		295,384		295,384
保険料		52,476		52,476

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
委託料		231,000		231,000
使用料及び賃借料		7,106		7,106
負担金、補助金及び交付金		545,273		545,273
公課費		36,310		36,310
雑費		122,480		122,480
減価償却費		254,328		254,328
退職給与引当金繰入		519,120		519,120
経常費用計	631,449,972	14,398,138	0	645,848,110
当期経常増減額	1,262,612	439,924	0	1,702,536
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 事業外収益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
① 事業外費用	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減	1,262,612	439,924	0	1,702,536
一般正味財産期首残高	3,914,135	8,876,527		12,790,662
一般正味財産期末残高	5,176,747	9,316,451	0	14,493,198
II. 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	0	0	0
当期指定正味財産増減	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	350,000	50,000,000		50,350,000
指定正味財産期末残高	350,000	50,000,000	0	50,350,000
III. 正味財産期末残高	5,526,747	59,316,451		64,843,198

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>			
(1) 現金・預金 預金/普通預金	静岡銀行県庁支店他	運転資金として	20,154,151
(2) 未収金	静岡県	受託料等未収分	5,797,552
(3) 農地売買支援事業用地等		公益目的事業である農地売買等事業用地	0
(4) 預託金 供託金	静岡市及び東伊豆町の相続人不明農地	公益目的事業である農地中間管理事業の利用権に係る補償金	50,417
敷金		賃借倉庫の敷金	61,040
流動資産計			26,063,160
<b>(固定資産)</b>			
(1) 基本財産 預金/定期預金	静岡県信連本店	運用益を法人の管理運営の財源として使用	50,000,000
有価証券	静岡県債	運用益を法人の管理運営の財源として使用	50,000,000
(2) 特定資産 退職給与引当預金		退職手当の資金として保有	12,177,000
(3) その他の固定資産 有形固定資産	備品(プリンター等)	公益目的保有財産で、公益目的事業及び法人の管理運営に使用	1,243,554
無形固定資産	電話加入権他	公益目的保有財産で、公益目的事業及び法人の管理運営に使用	597,036
投資その他の資産	債務保証事業出資金	公益目的事業のための出資金等	350,000
固定資産計			114,367,590
資産合計			140,430,750
<b>(流動負債)</b>			
(1) 未払金	日本年金機構他	職員3月分社会保険料未払分等	11,642,155
(2) 預り金	静岡税務署他	3月分源泉所得税等	1,501,234
(3) 引当金 賞与引当金		職員1名に対する賞与支払いに備えたもの	267,163
流動負債計			13,410,552
<b>(固定負債)</b>			
(1) 入会預り金	静岡県経済連他	入会預り金	50,000,000
(2) 長期借入金 担い手支援資金借入金	全国農地保有合理化協会	農地売買等支援事業に係る原資借入れ	0
(3) 引当金 退職給与引当金		職員1名に対する退職金支払いに備えたもの	12,177,000
固定負債計			62,177,000
負債合計			75,587,552
正味財産合計			64,843,198

# 令和5年度 事業計画

## 基本方針

静岡県農業の持続的な発展のためには、農業者の経営規模の拡大、将来を担う新規就農者の育成・確保などが重要な課題である。このため、引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律第17条に基づく農地中間管理事業（農地バンク事業）による担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の育成、企業参入の推進、農業経営の法人化などに取り組み、農地政策と担い手政策を着実に展開して、将来にわたり安定した静岡県農業の実現を図る。

農地バンク事業は、県、農業会議、JA静岡中央会、土地改良事業団体連合会とともに、「令和5年度地域計画策定による担い手等への農地集積・集約化に関する推進方針」に基づき、農地バンク事業面積1,000haを目標に、関係者が一丸となって取り組み、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

こうした取組が着実な成果に結びつくよう、市町や農業委員会との連携強化、農業者等による協議の場への参加や担い手が不足している地域への担い手情報の提供などを行うため、地域別の駐在員や広域的に活動する人・農地調整員を配置する。併せて、県外の農業法人等の誘致や企業の農業参入の推進により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の実現に向けた農地バンク事業の推進に取り組む。さらに、担い手の経営規模の拡大や農地の面的集積を促進するため、農地売買等支援事業を実施する。

青年農業者等の育成及び確保は、青年農業者等育成センターにおいて、就農相談や自立就農を目指す青年等を対象に研修を行うがんばる新農業人支援事業などを実施する。

農業経営の法人化推進は、農業経営・就農支援センターにおいて、専門家派遣等により、農業経営の改善や法人化、新規就農者への支援など農業経営者への総合的サポートを行う。

指導的農業者等に対する支援では、農業経営士協会及び青年農業士会の事務局として、県と連携し研修会等の各種活動を支援する。



## I 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業

農用地等の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資するため、県、市町、農業委員会、JA等関係機関・団体との連携体制を強化して、農地バンク事業及び農地売買等支援事業を進める。

### 1 農地バンク事業

農業経営の規模拡大、農用地の集積・集約化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等により農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、農地バンク事業を活用して、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を借り入れ、担い手農業者に貸し付ける。また、必要に応じて担い手に貸し付けるまで保全管理を行う。

#### (1) 令和5年度農地バンク事業の目標

区分	内 容	面積
目標面積	農地バンク事業を活用した農地集積面積	1,000ha
取組面積	目標地図への表示に取り組む面積	1,588ha

#### (2) 農地バンク事業の推進

##### ア 重点的な推進事項

- ・ 県、市町、農業委員会、JA、土地改良区等関係機関と連携し、地域計画の策定協力や地域計画の実現に向けた農地バンク事業の推進に取り組む。
- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務手続きの変更に対応するとともに、農用地利用集積等促進計画の策定に当たっては、事務の簡素化が図られるように、事務手続きの手順の整理や必要書類の見直しなどに取り組む。
- ・ 農地貸借手続きの農地バンク事業への一本化に対応するため、引き続きJA及び市町等と連携し、農地利用集積円滑化事業からの載せ替えをスムーズに進めるとともに、市町利用権設定からの載せ替えを推進する。
- ・ 農地の受け手となる新たな担い手確保のために、県と連携した県外の農業法人等を誘致する取組や、農外企業の参入促進と参入後の経営支援などを行う。
- ・ 関係機関と連携し、様々な機会を通じて農地バンク事業に関する広報を行い、事業の周知等を行う。

##### イ 推進体制

- ・地域計画の策定主体である市町等関係機関との連携や市町が開催する農業者等の協議の場に参加するため、県内6か所に駐在職員を配置する。
- ・担い手不足地域への地域外の担い手候補者の紹介や牧之原地域の茶園集積の促進のため、人・農地調整員を配置する。
- ・円滑かつ効果的に事業を実施するため、地域の農地や担い手に精通した市町やJAに、農地バンク事業の一部を委託する。

### (3) 業務委託

#### ア 農地中間管理事業業務委託

- ・委託先：県内35市町、県内10JA  
但し、委託に応じた市町及びJAと契約締結する。
- ・内容：事業周知、窓口業務、促進計画案の調整業務ほか
- ・期間：令和5年4月から令和6年3月

#### イ 農業法人誘致推進事業サポート業務委託

- ・委託先：公募型企画提案による募集
- ・内容：静岡県の農用地等の借受を希望する県外に所在する農業法人等の意向把握等に対する助言・指導への支援ほか
- ・期間：令和5年4月から令和6年3月

## 2 農地売買等支援事業

担い手における経営の規模拡大、農地の面的集積を促進するため、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を買入れ、その農用地を担い手に売り渡す。

農地売買等支援事業計画

区 分	買入面積	売渡面積
農地売買等事業	12.0ha	12.0ha
公社単独農地集積事業 ※	0.5ha	0.5ha
合 計	12.5ha	12.5ha

※（公社）全国農地保有合理化協会の融資要件を満たさないもの

## 3 人・農地プラン支援事業

市町が策定する地域計画の実現に向け、担い手が不足している地域の担い手の確保を図るため、第三者経営継承の推進、中古ハウス等遊休資産の活用、参入企業の経営支援や農業参入法人研究会（45社）の活動支援を実施する。

## II 青年農業者等の育成及び確保に関する事業

農業従事者の高齢化や農家後継者の不足等により地域農業が脆弱化している中で、新規就農者をはじめとした多様な担い手を育成・確保するため、青年農業者等育成センターを設置し、自立就農を志す青年等に対して支援等を行う。

### 1 青年農業者等育成業務

#### (1) 就農支援活動

就農啓発や就農支援を行う窓口を設け、新規に就農しようとする青年等を対象に、面談やインターネット、メールによる相談を受けるとともに、全国段階で開催される就農相談会等に参加し、就農相談や情報提供に努める。

また、無料職業紹介事業にも取り組み、農業法人等への就職希望者への職業紹介を行う。

#### (2) 関係機関との連携による就農促進

市町で開催される青年等就農計画認定会議や特別融資制度推進会議、国や県で開催される就農関係会議等に参加し、新規就農者の育成・確保をはじめとした就農対策の推進を図る。

#### (3) 青年農業者の交流促進

農家後継者を中心とした農業青年クラブの諸活動を支援し、青年農業者の交流促進を図る。

### 2 がんばる新農業人支援事業の実施

静岡県内で自立就農を目指す青年や、新作物の導入または新部門の事業化を志す兼業農家後継者の青年並びに副業として小規模就農を目指す者を対象に、農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修（1年間）を行う。

#### (1) 研修生の募集人数

- ・ 新人材育成タイプと後継者強化タイプ 25人程度
- ・ 半農半Xタイプ 10人程度

#### (2) 研修内容

##### ア 新人材育成タイプ

##### ① 地域受入型

地域受入連絡会（農協、指導農家、市町等で組織、令和5年度12地域）が研修生を受け入れ、地域での就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

##### ② 農業法人等受入型

地域受入連絡会が設置されていない地域での研修や、地域受入連絡会で対応できない作目を希望する者を対象に、農業法人等が研修生を受け入れ、

県内での就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

#### イ 後継者強化タイプ

兼業農家後継者の経営の強化を図るため、農業法人等が研修生を受け入れ、「新規作目の導入」や「加工・販売等の新規事業の立ち上げ（6次産業化）」に係る実践研修や就農準備等を支援する。

#### ウ 半農半Xタイプ

半農半X地域受入連絡会（農協、指導農家、市町等で組織）が研修生を受け入れ、副業的な小規模就農に向けた実践研修や就農準備等を支援する。

### III 農業経営の法人化推進に関する事業

農業経営の改善や法人化を推進するため、拠点となる農業経営・就農支援センターを設置するなど地域の農業を担う人材を幅広く確保・育成する。

#### 1 農業経営者総合サポート事業

静岡県農業経営・就農支援センターに専属スタッフを置き、農業経営の改善や法人化推進、新規就農者への支援など、農業を担う者を対象に、就農から経営発展まで一貫してサポートする。

そのため、就農相談会や経営研修会の開催、個別相談者への対面やメール等による助言、就農地の市町関係者への紹介などを行う。

また、重点支援対象者の伴走型支援を行うため、県、商工系団体、JA静岡中央会等を構成員とする経営戦略会議において、中小企業診断士や税理士等の経営指導の専門家を選定し、対象者の実情や相談内容に合った専門家派遣を行い、農業経営の改善や法人化を支援する。

#### 2 静岡県農業法人協会に対する活動支援

静岡県農業法人支援協議会に参画し、静岡県農業法人協会（131 会員）が行う経営力強化に関する活動等を支援する。

### IV 指導的農業者等に対する支援に関する事業

静岡県農業経営士協会と静岡県青年農業士会の事務局として、総会・理事会の開催、運営など組織活動の支援を行う。

また、農業経営士、青年農業士の資質向上と会員相互の情報交換を行うため、研修会の開催など諸活動を支援する。

令和5年度 貸借対照表 (予算)

令和6年3月31日見込み

(単位:円)

科 目	5年度	4年度	増減
<b>I. 資産の部</b>			
1. 流動資産			
(1) 現金・預金	9,757,192	9,524,991	232,201
(2) 未収金	800,000	970,000	△ 170,000
(3) 農地売買支援事業用地等	0	0	0
(4) 預託金	115,839	61,040	54,799
流動資産計	10,673,031	10,556,031	117,000
2. 固定資産			
(1) 基本財産	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産	12,697,000	12,178,000	519,000
(3) その他の固定資産	1,758,036	2,129,036	△ 371,000
固定資産計	114,455,036	114,307,036	148,000
資産合計	125,128,067	124,863,067	265,000
<b>II. 負債の部</b>			
1. 流動負債			
(1) 未払金	4,500,000	4,500,000	0
(2) 預り金	2,000,000	2,000,000	0
(3) 賞与引当金	0	254,000	△ 254,000
流動負債計	6,500,000	6,754,000	△ 254,000
2. 固定負債			
(1) 入会預り金	50,000,000	50,000,000	0
(2) 長期借入金	0	0	0
(3) 引当金	12,697,000	12,178,000	519,000
固定負債計	62,697,000	62,178,000	519,000
負債合計	69,197,000	68,932,000	265,000
<b>III. 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産の部			
出資金	50,000,000	50,000,000	0
地方公共団体等補助金	350,000	350,000	0
指定正味財産計	50,350,000	50,350,000	0
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産の部			
一般正味財産	5,581,067	5,581,067	0
一般正味財産計	5,581,067	5,581,067	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	55,931,067	55,931,067	0
負債及び正味財産合計	125,128,067	124,863,067	265,000

令和5年度

## 貸借対照表内訳表 (予算)

令和6年3月31日見込み

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I. 資産の部				
1. 流動資産				
(1) 現金・預金	6,055,193	3,701,999	0	9,757,192
預金	6,055,193	3,701,999	0	9,757,192
(2) 未収金	800,000	0	0	800,000
(3) 農地売買支援事業用地等	0	0	0	0
農地売買事業用地等	0	0	0	0
(4) 預託金	54,799	61,040	0	115,839
供託金	54,799			54,799
敷金	0	61,040		61,040
流動資産計	6,909,992	3,763,039	0	10,673,031
2. 固定資産				
(1) 基本財産	0	100,000,000	0	100,000,000
預金	0	50,000,000	0	50,000,000
定期預金	0	50,000,000	0	50,000,000
有価証券	0	50,000,000	0	50,000,000
(2) 特定資産	0	12,697,000	0	12,697,000
特定資産預金	0	12,697,000	0	12,697,000
退職給与引当資産	0	12,697,000		12,697,000
(3) その他の固定資産	864,222	893,814	0	1,758,036
有形固定資産	156,000	655,000	0	811,000
備品	156,000	655,000		811,000
無形固定資産	358,222	238,814	0	597,036
電話加入権	358,222	238,814		597,036
投資その他の資産	350,000	0	0	350,000
債務保証事業出資金	350,000			350,000
固定資産計	864,222	113,590,814	0	114,455,036
資産合計	7,774,214	117,353,853	0	125,128,067

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
II. 負債の部				
1. 流動負債				
(1) 未払金	4,000,000	500,000		4,500,000
(2) 預り金	0	2,000,000		2,000,000
(3) 賞与引当金	0	0		0
流動負債計	4,000,000	2,500,000	0	6,500,000
2. 固定負債				
(1) 入会預り金	0	50,000,000		50,000,000
(2) 長期借入金	0	0	0	0
担い手支援資金借入金	0			0
(3) 引当金	0	12,697,000	0	12,697,000
退職給与引当金	0	12,697,000		12,697,000
固定負債計	0	62,697,000	0	62,697,000
負債合計	4,000,000	65,197,000	0	69,197,000
III. 正味財産の部				
1. 指定正味財産の部				
出資金	0	50,000,000	0	50,000,000
地方公共団体等補助金	350,000	0	0	350,000
指定正味財産計	350,000	50,000,000	0	50,350,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(50,000,000)		(50,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
2. 一般正味財産の部				
一般正味財産	3,424,214	2,156,853	0	5,581,067
一般正味財産	3,424,214	2,156,853		5,581,067
一般正味財産計	3,424,214	2,156,853	0	5,581,067
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)		(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	3,774,214	52,156,853	0	55,931,067
負債及び正味財産合計	7,774,214	117,353,853	0	125,128,067

令和5年度 正味財産増減計算書（予算）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	5 年度	4 年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収益	126,000	126,000	0
② 事業収益	465,800,000	516,372,000	△ 50,572,000
③ 補助金等収益	244,973,000	248,144,000	△ 3,171,000
④ 受託料収益	37,060,000	45,673,000	△ 8,613,000
経常収益計	747,959,000	810,315,000	△ 62,356,000
(2) 経常費用			
① 事業費	484,000,000	556,257,000	△ 72,257,000
② 業務費	246,896,000	238,211,000	8,685,000
③ 一般管理費	17,063,000	15,847,000	1,216,000
経常費用計	747,959,000	810,315,000	△ 62,356,000
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 事業外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 事業外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減	0	0	0
一般正味財産期首残高	5,581,067	5,581,067	0
一般正味財産期末残高	5,581,067	5,581,067	0
II. 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,350,000	50,350,000	0
指定正味財産期末残高	50,350,000	50,350,000	0
III. 正味財産期末残高	55,931,067	55,931,067	0



令和5年度 正味財産増減計算書内訳表 (予算)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収益	0	126,000	0	126,000
基本財産運用利息		126,000		126,000
② 事業収益	465,800,000	0	0	465,800,000
農地売買支援事業等収益	202,000,000	0	0	202,000,000
農地売買事業用地売却収益	151,500,000			151,500,000
農地集積事業用地売却収益	50,500,000			50,500,000
農地保有合理化事業貸付等収益	8,800,000	0	0	8,800,000
農地買入等手数料	8,800,000			8,800,000
農地中間管理事業貸付等収益	255,000,000	0		255,000,000
③ 補助金等収益	231,273,000	13,700,000	0	244,973,000
担い手育成総合対策事業補助金	229,773,000	13,700,000	0	243,473,000
農地中間管理事業補助金	222,973,000	0	0	222,973,000
農地売買支援事業補助金	6,800,000	13,700,000		20,500,000
農業新人材確保育成事業助成金	1,500,000			1,500,000
④ 受託料収益	36,496,000	564,000	0	37,060,000
青年農業者等育成センター事業受託料	7,081,000	200,000		7,281,000
がんばる新農業人支援事業受託料	12,575,000			12,575,000
担い手経営基盤強化総合推進事業受託料	0			0
就農支援農業者組織等支援事業受託料	3,000,000			3,000,000
人・農地プラン支援事業受託料	1,840,000	110,000		1,950,000
農業コンサルティング推進事業受託料	12,000,000	254,000		12,254,000
経常収益計	733,569,000	14,390,000	0	747,959,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
(2) 経常費用				
① 事業費	484,000,000	0	0	484,000,000
農地売買支援事業等費用	200,000,000	0	0	200,000,000
農地売買支援事業用地費	150,000,000			150,000,000
農地集積事業用地費	50,000,000			50,000,000
農地中間管理機構事業費	284,000,000			284,000,000
借受農地等賃借料	259,000,000			259,000,000
借受農地等管理事業費	5,000,000			5,000,000
遊休農地解消緊急対策事業費	20,000,000			20,000,000
② 業務費	246,896,000	0	0	246,896,000
報酬給与費	83,631,000			83,631,000
賃金	11,946,000			11,946,000
法定福利費	14,703,000			14,703,000
福利厚生費	200,000			200,000
報償費	4,922,000			4,922,000
旅費交通費	2,853,000			2,853,000
消耗備品費	677,000			677,000
印刷製本費	1,756,000			1,756,000
光熱水費	844,000			844,000
修繕費	10,000			10,000
通信運搬費	4,421,000			4,421,000
保険料	375,000			375,000
委託料	82,398,000			82,398,000
人材派遣料	2,400,000			2,400,000
使用料及び賃借料	13,598,000			13,598,000
広告宣伝費	169,000			169,000
負担金、補助金及び交付金	12,382,000			12,382,000
支払利子	74,000			74,000
公課費	2,564,000			2,564,000
雑費	6,889,000			6,889,000
減価償却費	84,000			84,000
賞与引当金繰入	0			0
③ 一般管理費	0	17,063,000	0	17,063,000
報酬給与費		11,280,000		11,280,000
法定福利費		1,904,000		1,904,000
福利厚生費		40,000		40,000
旅費交通費		100,000		100,000
事業推進費		17,000		17,000
消耗備品費		24,000		24,000
印刷製本費		52,000		52,000
光熱水費		261,000		261,000
通信運搬費		180,000		180,000
保険料		40,000		40,000
委託料		250,000		250,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
使用料及び賃借料		275,000		275,000
工事請負費		1,070,000		1,070,000
負担金、補助金及び交付金		710,000		710,000
公課費		6,000		6,000
雑費		100,000		100,000
減価償却費		234,000		234,000
退職給与引当金繰入		520,000		520,000
経常費用計	730,896,000	17,063,000	0	747,959,000
当期経常増減額	2,673,000	△ 2,673,000	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 事業外収益	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
① 事業外費用	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減	2,673,000	△ 2,673,000	0	0
一般正味財産期首残高	751,214	4,829,853		5,581,067
一般正味財産期末残高	3,424,214	2,156,853	0	5,581,067
II. 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	0	0	0
当期指定正味財産増減	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	350,000	50,000,000		50,350,000
指定正味財産期末残高	350,000	50,000,000	0	50,350,000
III. 正味財産期末残高	3,774,214	52,156,853		55,931,067